

## 社会福祉法人貴洋会 役員等の報酬と費用弁償に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人貴洋会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬と費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (報 酬)

第2条 法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 法人の役員等が、次の各号の業務を行う場合は、旅費規程による旅費に替えて、別表の額の費用を弁償する。

①理事会又は評議員会に出席した場合

②監事が監査を実施した場合

2 施設長及び職員が法人の役員等を兼ねる場合は、前項の費用弁償を支給しない。

### (改 廃)

第4条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は平成29年6月27日から施行する。

### 別 表

|     | 3時間未満  | 3時間以上  |
|-----|--------|--------|
| 理 事 | 5,000円 | 7,000円 |
| 監 事 | 5,000円 | 7,000円 |
| 評議員 | 5,000円 | 7,000円 |